

提案

日付：2022/3/24

件名：「施政方針」を住民に知らせる方法

1. 問題、課題：

1. 令和4年2月22日の本会議冒頭で、町長が「R4年度の施政方針」を読上げました。R4年度に町は「選択と集中」をどのように行うのかを知る重要な方針であり、住民の関心は高いと思います。しかし、なぜか、議員は誰もこの施政方針に質問をしませんでした。その程度の関心しか議員に持たれないものであることが分かりました。

2. 住民が施政方針を読んで疑問を持てば、予算特別委員会の委員である議員に質問を依頼することがあると思います。そのための一般質問です。私は毎日ホームページを見て確認して来ましたが、町がホームページに公開したのは、間違いなく3月22日以降です。

その時既に、予算特別委員会でR4年の予算案の採決は終わっていました。これでは、施政方針を町長が作った意味がありません。

私が、3月24日の朝、町のホームページを開くと載っていました。ただ公開日が2月28日となっています。これは、明らかな「公文書の公開日の改ざん」です。

ちなみに、去年は3月4日に令和2年は3月2日が、ホームページに公開された日付けとなっています。

しかし、町長は来年度の施政方針をまだ出していません(2月17日現在。しかし、既に一般質問の提出期限が迫っています。一般質問は「施政方針を理解」するために欠かせません。これでは、「議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力」は得られません。国は、この順序を踏んでいます。

2. 改善案：

1. これが「公文書の公開日の改ざんではない」という論拠をお示し下さい。

2. もし「改ざん」したのであれば、それなりの処置と再発防止策をお答え下さい。

3. 私は、「施政方針」は議会に示したら、その時刻に、町のホームページにすぐに掲載するというルールを設けることを提案します。

3. 改善後の効果：

1. 予算審議会で、議員から「法務・文書管理」の陣容強化の予算措置が必要ではないかという主旨の意見が出していました。そのとおりだと思います。私は、陣容を強化する前に「各職員が、もっと、法務に関する勉強をすべき」ではないかと思っています。

2. しっかり対応をすれば、「今後法務的なミスが減る」と思いますが、それよりも大きな効果は、住民の行政への信頼が上がり「協働」が進むことだと思います。

回答

＜「施政方針」を住民に知らせる方法＞

【所管：企画政策課】

令和4年度の施政方針につきましては、ホームページの公開に不手際がありご迷惑をおかけして申し訳ございません。

令和4年寒川町議会第1回定例会の第1日である2月22日（火曜日）の本会議において、木村町長より施政方針を申し述べた内容を2月28日（月）に町ホームページに公開しましたが、本来「担当情報」と「町長の部屋」に設定をしなければならなかったところ、「町長の部屋」へのショートカットの設定ができておりませんでした。

3月22日（火）に「町長の部屋」にショートカットが設定できていないことが判明し、すぐに「町長の部屋」にショートカットを設定しましたが、「町長の部屋」のショートカットの元となる「担当情報」で公開した施政方針のページは、2月28日（月）に公開していたため、更新日もその日が表示されました。

ご指摘のとおり、施政方針につきましては、次年度の町政を知る重要な方針でありますので、ホームページの公開の不手際について再発防止に努めるとともに、速やかに公表してまいります。

（参考）

「担当情報」は、ホーム→組織から探す→企画政策課→企画マーケティング担当の担当情報でご覧いただけます。

「町長の部屋」は、ホーム→町長の部屋でご覧いただけます。